

18歳以上の方で初めて療育手帳の申請をお考えの皆様へ

はじめに

療育手帳は18歳までに知的能力、適応能力に障害があったことや、発達障害の特性が現れ生活上の支援が必要であった方に対して交付されます。

そのため、申請には『18歳までの生活状況等がわかる書類』の提出と、発行機関（兵庫県）へ判定（面談）に向く際に、『18歳以前の状況を知る方（ご家族やご友人等）の同伴』が必要です。

申請に必要な書類

（必須書類）

- ① 療育手帳交付（更新）申請書
- ② 調査表（生育歴）
- ③ 新規交付申請調査書
- ④ 同意書
- ⑤ 写真 1枚〈縦4cm×横3cm〉
※背景は無地で、上半身脱帽、1年以内に撮影したもの（白黒、カラーいずれも可）
既定外のサイズや写真専用紙でない、顔がはっきり写っていないものは不可。
- ⑥ 18歳までの生活状況等がわかる書類
 - 学校在籍時の成績表（成績証明書）
 - 18歳までの本人の様子を知る両親以外の人からの情報をまとめた「状況報告書」
※記載方法等は裏面の記入例をご参照ください。
- ⑦ 精神科医師による診断書等

（様式例）

証明書（療育手帳申請用）〈様式第1号〉 診断書・医師意見書、診療情報提供書
心理検査結果、特別児童扶養手当診断書、障害基礎年金診断書
自立支援医療用診断書、精神障害者保健福祉手帳診断書

（お持ちであればご提出いただきたい書類）

- ① 母子手帳（出生時や健診、発達状況に特記がある場合のみ）（写し可）
- ② 特別支援学校や特別支援学級に在籍していたことがわかる資料（写し可）
- ③ 教育、療育その他の相談支援機関等の資料（写し可）

【ご注意ください】

「必須書類がすべて提出できない👉」「18歳以前の状況を知る方が面談へ同伴できない👉」
このような場合は、療育手帳の発行がむずかしくなってしまいます。申請前に障害福祉課までご連絡ください。

※障害福祉課から発行機関（兵庫県）へ相談させていただきます。

（問い合わせ先）尼崎市障害福祉課 電話：06-6489-6397 FAX：06-6489-6351

(裏面)

状況報告書【記載例】

私、**尼崎 太郎(報告者)**は、**尼崎 次郎(本人)**の兄です。

今回、**尼崎 次郎**から療育手帳を申請するにあたり、18歳までの状況を報告して欲しいとの依頼がありましたので、私が記憶する範囲での当時の状況を下記のとおり報告します。

記

1 幼少期・幼稚園

次郎は、幼少期のころから、人見知りが激しく、同じ行動を永遠に繰り返すといった、こだわりの強い場面が多く見られました。幼稚園に入園した際に、周りの児童と比べると、言葉の遅れ等から、幼稚園の先生に発達の遅れを指摘されたと、両親から聞いたことがありました。

2 小学校

小学校から高等学校までは、そのまま地元の公立学校の通常学級に通いました。当時の様子ですが、次郎は友達と遊ぶことが少なく、よく一人で何かに熱中して遊んでいました。学校の成績は良いほうではなく、テストの点数はいつも平均点を下回っていました。宿題をしている時もかなり苦勞しており、よく両親に手伝ってもらっていました。

3 中学校 ~

【記載ポイント】

- 詳細にご記入いただけるほど療育手帳の発行がスムーズになります。
- なるべく年齢順に沿ってご記入ください。

小学校

学期末の成績表の結果や、その他エピソード

(高学年になってもかけ算ができなかった。漢字が書けなかった等)。

中学校

テストの順位や学期末の成績表の結果等

- 発育の遅れを感じた瞬間の印象等があればご記入ください。

(言葉の遅れがあった。好き嫌いの偏りがあった。あるものを集めるのが好きだった。)